

（公財）国際宗教研究所　宗教情報リサーチセンター

「ラーク便り」　小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは**こちら**をご覧下さい。

＊印刷してご利用の際は 2 頁目以降を印刷して下さい。

小特集①

神社本庁の総長人事問題

はじめに

全国約8万社の神社を束ねる宗教法人「神社本庁」では2022年5月から、組織の事務方トップである総長に2人が並び立つという前代未聞の事態が起きている。その2人とは、本庁を代表する立場にある鷹司尚武（たかつかさ）統理が新総長として指名した北海道神社庁長で本庁理事の芦原高穂・旭川神社宮司と、5期目の続投を狙う前総長の田中恆清（つねきよ）・石清水八幡宮宮司である。神社本庁の代表役員である総長は「役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と神社本庁庁規で定められているが、今回、鷹司統理が芦原氏を指名した一方で、役員会の議決では田中氏の続投が賛成多数になり、総長人事が宙に浮いた状態になった（読売12/19）。

鷹司統理が、前任の田中氏ではなく芦原氏を指名したのは、田中氏を中心とした神社本庁執行部による不動産の不正売却疑惑が背景にある。また同様に本庁執行部に不信感を募らせていた全国の神職らが今回、鷹司統理の判断を支持して意見表明を行い、「花菖蒲ノ会」を結成するまでに至った。同会のように個人名を示して賛同者を募るような動きは神社界でこれまでに見られず、異例である。神社界を大きく二分化することになった総長人事は、裁判で争われることになった。以下では、裁判の背景と経緯をまとめる。

1. 背景にある不動産売却事件

事の発端は、2015年に本庁が売却した川崎市内の本庁職員宿舎・百合丘職舎の不動産をめぐって、元幹部ら2人が、上層部による背任行為の疑いがあると内部告発した事件にまでさかのぼる。神社本庁総合研究部長（当時）の稲貴夫氏と、教化広報部長（同）の瀬尾芳也氏の2人は、田中総長を中心とした上層部が、懇意にする業者に不動産を相場より安く売却し、組織に損害を与えた疑いがあるとして、2016年12月に真相解明を求める告発文を作成した。本庁はこの文書が事実に反し、個人を誹謗中傷する内容で本庁の信用を傷つけたとして、2017年8月に2人を処分。稲氏は懲戒解雇、瀬尾氏は降格減給となった。これに対し、2人は処分の無効確認を求め、本庁を相手取り東京地裁に提訴。2021年3月の判決では原告側の主張が全面的に認められ、裁判長は処分の内容を無効とし、未払い分の給与を支払うよう本庁に命じた［→『ラーク便り』90号26頁参照］。本庁はその後控訴・上告するも、いずれも棄却された。元幹部2人の処分無効が確定し、神社本庁は全面的に敗訴した形となった。この出来事は、神社界における本庁上層部への信用を大きく揺さぶることになった。

2. 統理による新総長の「指名」

2010年以降、歴代最長となる4期12年にわたって総長を務めてきた田中氏は、2022年6月3日に任期満了を迎えるため、5月28日に本庁で行われた役員会で次期総長人事が話し合われた。神社本庁の総長選任方法については、「神社本庁庁規」第12条に、「総長は、

役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と定められている（神社10/24）。統理とは、神社本庁の象徴的トップとして設けられている役職で、旧皇族や旧華族などが就任する例が多く、鷹司統理も旧五摂家・鷹司家の出身で上皇の義理の甥にあたる。かつては法人の代表役員を統理が担っていたが、訴訟などの俗事に関わることを避けるため、1976年の規則改正で事務総長を代表役員に充て、職名も「総長」に改称した。現在の制度において両者は、宗教的トップである統理が事務方トップである総長を指名する権利を持っているという関係にある。鷹司統理は今回の役員会で、新しい総長に芦原氏を、副総長に福岡県神社庁長の西高辻信良・竈門神社宮司を指名した。しかし会議の中では、庁規の「議を経て」という文言に則り議決が必要ではないか、との異議が出るなどして意見が割れた。

会議の直後、鷹司統理は自身の名で、新総長に芦原氏を指名したことを記した文書を全国の神社庁に送付。芦原氏を指名した意図について、田中氏を中心とした現執行部の不祥事に触れながら「運営の順法性、透明性、公正性を回復させる重責を託したい」と説明した（東京12/19）。一方本庁側は、この役員会で総長は決まらなかったとして、庁規第13条「役員及び監事の任期は、三年とする、但し、後任者が就任する時まで、なお在任する」に基づき田中氏が引き続き総長に在任するとし、その旨を同じく全国の神社庁に告知した。こうした経緯で、田中総長を中心とした神社本庁当局側と、鷹司統理から指名を受けた芦原氏側という勢力の対立が生まれることになった。

6月3日に田中氏の4期目の総長任期が終了し、鷹司統理から指名を受けた芦原氏と、在任を主張する田中氏の2人が総長として名乗り出るという異例の状況の中、同23日、再び臨時役員会が開かれ、総長人事が話し合われた。議決では出席者15人中9人が田中氏の再任に賛成したが、鷹司統理が指名しなかったために、就任には至らなかった（読売12/23）。

また、後に判明したことだが、芦原氏は統理から指名を受けた役員会の後、6月6日付で東京法務局渋谷出張所に宗教法人の代表役員変更の登記申請を行っていた。それが明らかになると本庁側は、決定していない代表役員の登記完了を防ぐため、旭川地方裁判所に仮処分申し立てを行った。同地裁は7月8日、総長の選任に関する話し合いが終了していないことを理由に、「債務者（芦原氏）が債権者（神社本庁）の代表役員の地位にないことを仮に定める」と芦原氏の登記変更を認めない仮処分を下した（神社10/24）。芦原氏は混乱を避けるため登記を取り下げたと同時に、同処分に対し異議申し立てを行ったが、地裁は10月5日にこれを退けた（中外11/2）。この結果は、総長選任の手続きについて本庁側の主張が認められた形となった。

3. 争点となった「議を経て」

同地裁の判断では深く踏み込んでいないが、この問題の争点となったのは庁規に定められた総長選出のプロセスである「議を経て」の文言が何を意味するかである。10月13日に開かれた10月定例評議員会で田中氏の在任を主張する本庁側は、旭川地裁による判決を引き合いに出しながら「議を経る」は役員会で議決を取ると理解することが妥当だと主張（神社10/24）。一方で芦原氏側は、「役員会で審議した意見を（指名権をもつ統理が）聞いて」との意味にとどまると主張した（東京12/19）。本庁側は、①統理の意見がどうであれ役員会の多数決によって選ばれる、②役員会の多数意見がどうであれ統理の意見によって選ばれる、

③役員会と統理の意見が一致した場合に選ばれる、の3パターンがある中で、自身らは①のみを主張しているのではなく、（芦原氏側が主張する）②は正しくないことが言いたい、と強調した。

同時に本庁側は、庁規第40条「統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行はれるものとし、その責任は、役員会が負ふ」にも触れ、今回の統理による指名については総長の補佐を得ていないので内部手続きを経たとは言えないと主張した（神社10/24）。

4.「花菖蒲ノ会」結成

総長人事を巡って混乱が続く中、鷹司統理を支持する神職たちが集結し、意見表明を行うようになる。8月15日付の『神社新報』には「意見広告」として、「神社本庁憲章・敬神生活の綱領の精神で 統理を推戴して祭祀の伝統を護らう」が掲載され、各都道府県の神社庁に賛同が呼びかけられた［→『ラーク便り』96号5頁参照］。さらには8月22日には有志の神職・総代らで「花菖蒲ノ会」が結成され、鷹司統理による芦原氏の指名を支持する神職の輪が広まっていくことになる（中外9/14）。呼びかけ世話人は、佐野和史・瀬戸神社宮司や松山文彦・東京大神宮宮司など、全国からの神社の宮司10人。同会は「鷹司尚武統理をお支えし、神社本庁の正常化をめざす」をうたっている（中外10/5）。

10月4日の時点で賛同者は1,200人を超え、内訳としては愛知県と三重県がそれぞれ300人近くと突出して多い一方、田中氏の地元である京都府と山梨県は1人もいなかった。賛同者が増え続ける中、現執行部を支持する神職からは「特定の神社の神職に偏っており、本当に本人が自発的に賛同の意思を示したものなのか」と疑問の声も上がり、また同会関係者からも「上の立場の者に従っている神職が多いようだ」との声もあった（中外10/7）。「神社本庁の自浄を願う会」のホームページ「自浄.jp」（https://jijyo.jp/page.php?id=330）によれば、12月20日時点で賛同者は1,853人に上っている。

5. 芦原氏側による地位確認の訴訟提起

それまで地位保全の仮処分という形で争ってきた芦原氏は8月5日、自身が代表役員（総長）の地位にあることの確認を求める民事訴訟を東京地裁に提起した。9月29日に東京地裁で開かれた第1回口頭弁論で原告の芦原氏側は、統理の指名と原告の承認をもって本庁代表役員に就任したことを主張。「議を経て」の解釈については、1952年に設けられて75、76年に改正された庁規の記述にさかのぼり、「議」と「決議」「議決」は明確に使い分けられているとの見解を示した。宗教法人法18条には、「代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によって定める」とあり、「別段の定」として庁規12条2項を設け、互選の可能性を排除していると説明。「議を経て」は議決を取るのではなく、役員の審議を経て統理が総長を指名すると改めて主張した。

一方被告である本庁側は、「議を経る」が同様に記載された庁規103条を持ち出し、そこでは実際に「議決」と同様の意味で用いられていることを説明した。また、これまでの総長選任手続きの方法に言及し、前回は役員が挙手して議決を採り、2016年以前は統理の指名に異議がないか役員に確認するなどしていたという慣例を提示。今回も統理が自由に総長を指名することは許されず議決が必要だと強調した。両者の意見がすでに整理されていたために、

口頭弁論は異例の同日中に終結した。その後、原告側は会見を開き、芦原氏は「私共は神社界の正常化を念頭に置いているが、問題は神社界にとどまらない。国の未来、将来を考えた時、国を次の世代に引き継ぐ義務が我々にはある。ちゃんと日本人が生まれ育つ国であってほしい。統理様をお支えすることがこの道に沿うと確信している。訴訟という形を取りたくなかったが、物事を動かすためだった」と話した（中外10/5）。

判決は12月22日、東京地裁で言い渡され、原告である芦原氏の請求は棄却された。判決では「議を経て」の解釈について、「議決により決定するという意味であると解するのが相当だ」と示された。また、庁規40条に鑑みても統理の指名という行為についても「実質的には役員会の判断で行われることを予定していると解される」と認定。全面的に本庁側の主張が認められる結果になった。判決を受け本庁側は同日中に会見を開き、荒井実総務部長は「判決が出たことで一つの筋道が出てきた。ほっとしているというのが正直な所」と安堵した（東京12/23、中外2023/1/3）。26日付で評議員や各神社庁長などに宛てて「芦原理事による代表役員の地位確認請求訴訟について」を通知し、判決内容を説明した上で、「本判決により、芦原理事によって然るべき正当な手続を経ずに行われた代表役員変更登記申請に端を発した、総長選任をめぐる一連の混乱状況も収束に向かうものと考えられます」と締めくくった。

一方、原告側も判決を受けて同日中に報告集会を開き、芦原氏は提訴に至るまでの経緯を振り返りながら今回の判決内容を「受け入れることは難しいというのが、私の率直な感想」と懐述。また原告代理人である野田謙二弁護士は、「統理が宗教団体としての神社本庁の代表であること、そのことに基づいて庁規が統理の指名権を定めていることについてまったく触れていない」と指摘した。原告側はこの結果について「芦原氏としても神社界全体としても到底承服しうるものではない」として27日付で控訴した。控訴審からは、代理人として野田弁護士に代わり、自身も神職である塩谷崇之弁護士が務める（神社2023/1/16ほか）。

おわりに

総長人事をめぐる神社界の混乱は、今もなお収束の気配がない。総長がどちらであるのか、今後行われる控訴審で改めて争われることになるだろう。しかし神社本庁の現執行部に対する不満は大きく、この一件を通じてかつてない程に全国各地の神職や関係者から現行体制への反対の声が集まることになった。おそらくこの騒動は今回の総長人事だけで収まるものではなく、神社界の行く末に大きな影響を与えることが予想される。今後の動向に注目したい。

［文責：牧田小有玲］